

社会福祉法人旭川養成会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川養成会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。なお、役員等が同一の日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、当日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。

(報酬総額)

第5条 役員等の報酬は、各年度の総額が別表3の範囲を超えないように支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭川養成会旅費規程を適用することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。

別表1

名 称	報酬（日額）
評議委員会出席報酬	3, 110円
理事会出席報酬	3, 110円
評議員選任・解任委員会出席報酬	3, 110円

別表2

名 称	報酬（日額）
理事及び評議員業務報酬	3, 110円
監事業務報酬	3, 110円
評議員選任・解任委員会業務報酬	3, 110円

別表3

名 称	各年度の総額
評議員	70, 000円
理事	100, 000円
監事	50, 000円
評議員選任・解任委員会業務報酬	30, 000円